

令和 5 年岬町要綱第 4 0 号

岬町まちづくり総合戦略会議設置要綱

(設置)

第 1 条 本町の人口減少の克服と地域の活性化に向け、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進を行うとともに、過疎地域としての新たな視点を加え、今後のまちづくりに関して議論し、広く関係者の意見を反映させるため、岬町まちづくり総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について審議、検討するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本町の新たなまちづくりを推進するために必要な事項

(組織)

第 3 条 会議の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が選任する。

- (1) 住民で組織する団体関係者
- (2) 産業界関係者
- (3) 行政機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 金融機関関係者
- (6) 労働団体関係者
- (7) メディア関係者
- (8) 住民の代表者
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び代理者)

第 5 条 会議に会長を置き、町長が指名するものを持って充てる。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会長以外の委員は、会議に出席することができない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、Web 会議サービス（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。以下同じ。）を利用し会議に出席することができる。

5 Web 会議サービスを利用した委員は、会議への出席者に含めるものとする。

6 会長が特段の事情により会議を開催することが困難であると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(代理人の出席)

第7条 会長以外の委員は、会議に出席することができない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、その代理人を会議に出席させて、発言をさせることができる。

2 委員は、他の委員及び代理人に議決権の行使を委任することはできない。

(報償費等)

第8条 町は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員以外の者が会議に出席した場合は、その者に報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、まちづくり戦略室企画政策推進担当において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。